

堺市立西文化会館における堺市施設予約システムの運用及び利用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、システムを用いた西文化会館（以下「当該施設」という。）の仮予約及び本予約その他の手続等について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 堺市施設予約システム（公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続について、市長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。）をいう。
- (2) 利用者 当該施設を使用しようとするもののうち、堺市施設予約システム利用規約（令和 5 年制定）第 6 条の規定による利用者登録を受けているものをいう。
- (3) 仮予約 利用者がシステムを用いて第 3 条に掲げる対象施設の使用の申請を行うことをいう。
- (4) 本予約 館長が利用者からの仮予約に対し、使用の許可を行うことをいう。

(対象施設)

第 3 条 この要綱によりシステムを用いて仮予約及びその変更及び取下げ等を行うことができる施設（以下「対象施設」という。）は、当該施設のギャラリー、レッスンルーム（リハーサル室）、ミュージックスタジオ 1、ミュージックスタジオ 2、講座室（アトリエ）、会議室、創作室、セミナールーム、AV ルーム、クッキングルーム、ダイニングルーム、茶華道室、教養室とする。

(システムが提供するサービス等)

第 4 条 システムを用いて提供するサービスは、次のとおりとする。

- (1) 対象施設の空き状況、対象施設に関するお知らせ等の案内
- (2) 対象施設の仮予約及びその変更及び取下げ
- (3) 対象施設の仮予約及び本予約の状況、支払状況等の確認
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、館長が適当と認めるサービス

2 前項のサービスの提供方法は、インターネットを利用してシステムを用いる方法により行うものとする。

(仮予約)

第 5 条 利用者は、堺市立西文化会館管理運営規則第 4 条及び第 9 条に規定する開館時間を超過し、又は繰り上げて使用しようとする場合を除き、対象施設の仮予約を行うことができる。

(仮予約の受付期間)

第 6 条 仮予約を行うことができる期間は、堺市立西文化会館管理運営規則第 3 条第 2 項に掲げる日の翌日から、当該対象施設を使用しようとする日の 2 日前の日までの期間とする。

(仮予約の変更及び取下げ)

第 7 条 仮予約を行った利用者は、システムを用いて仮予約の変更又は取下げの申請を行うことができる。

2 前項の規定により仮予約の変更又は取下げの申請を行うことができる期間は、当該仮予約を行った

日の翌日から起算して7日以内又は当該対象施設を使用しようとする日前7日までのいずれか早い日までとする。

(使用の申請)

第8条 堺市立西文化会館管理運営規則第3条第1項の館長が特に認める場合の規定に基づき、利用者は「堺市立西文化会館 使用申込書」に署名することで申請書に代えることができる。

(使用料の支払い等)

第9条 仮予約を行った利用者は、当該仮予約を行った日の翌日から起算して7日以内に、当該仮予約を行った施設に来館して、その使用料を支払わなければならない。

2 前項の場合において、これらの規定に規定する期間内に使用料の支払いが行われなときは、仮予約が行われた施設において取り消すことができる。

3 第1項の規定による使用料の支払いについては、口座振込、その他の方法により、これに代えることができる。

(使用許可書の交付等)

第10条 市長は、利用者が本予約をしたときは、使用許可書を電子データにより、システムを用いて利用者に交付するものとする。

(使用許可書の提示義務)

第11条 堺市立西文化会館管理運営規則第8条のただし書きの規定に基づき、前条の規定により、電子データにより使用許可書が交付された者が係員に当該使用許可書を提示できないときは、使用許可を受けた者又は使用許可を受けた団体の構成員であることがわかる資料を提示することにより、これに代えることができる。

(本予約の変更、取下げ等)

第12条 本予約については、システムを用いて、その変更又は取下げの申請を行うことができない。

2 利用者は、本予約を変更又は取り下げようとするときは、堺市立西文化会館条例管理運営規則第9条に定めるところにより申請しなければならない。この場合において、館長は、堺市立西文化会館管理運営規則第9条の規定により本予約の変更を承認したときは、当該変更後の使用許可書を電子データによりシステムを用いて利用者に交付することができる。

3 堺市立西文化会館管理運営規則第9条第1項のただし書きの規定により、第10条に規定する使用許可書の交付を受けた者が当該使用許可の変更申請をするときは、使用許可書を省略することができる。

4 堺市立西文化会館管理運営規則第11条第3項のただし書きに規定される場合において、第10条に規定する使用許可書の交付を受けた者が当該使用許可の還付申請をするときは、当該使用許可を受けた施設の窓口において、使用許可を受けた者本人であることがわかる証書を提示することによりこれに代えることができる。

(仮予約及び本予約に係る利用者の確認)

第13条 館長は、システムの安定的な稼働を確保するために必要があると認めるときは、システムの利用等について、利用者に対し質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(委任)

第 14 条 この要綱の施行について必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。